

「北海道建築士会地域貢献活動基金」の 運用及び助成対象事業の募集並びに決定に関する要項

1 目的

この要項は、「北海道建築士会地域貢献活動センター委員会」（以下「活動センター委員会」という。）運営規程に基づき、「北海道建築士会地域貢献活動基金」（以下「活動基金」という。）の運用並びに活動基金による助成対象の事業及び助成額の決定について必要な事項を定める。

2 活動基金の運用

活動基金は、次の各号により適正に運用されるものとする。

- (1) 活動基金の運用方針は、中長期の目標額、助成事業の推移、資金計画に基づき策定する。
- (2) 毎年の助成額総額は、毎年の繰入金、事業助成金、寄付金等の総額の範囲内とする。

3 助成の対象

助成の対象は、次の各号に掲げるものとする。ただし、完了した活動に対しては助成しないものとする。

- (1) 一般社団法人北海道建築士会（以下「士会」という。）会員が参画する地域貢献・まちづくり活動の活動費
- (2) 国、地方自治体及び関係団体等からの士会に対しての委託事業・人材派遣等に関連して進められる地域貢献活動の活動費
- (3) その他、活動センター委員会が助成を必要と認めた地域貢献活動に対する活動助成及び活動費補助
- (4) 上記の活動にかかる初動会議等

4 助成の対象事業

士会会員が参画し、営利を目的としない地域貢献活動で、以下のいずれかのテーマに沿うものとする。

- (1) 歴史的資産の保全・再生・活用
- (2) 景観の保全・再生
- (3) 居住空間の保全・整備
- (4) 自然環境の保全・整備
- (5) 福祉環境整備
- (6) 防災活動や防災施設の整備
- (7) 子どもの住教育やまちづくり教育
- (8) 建築やまちづくりによる地域活性化
- (9) その他、活動センターが地域貢献活動と認めるもの

5 活動団体の助成申請者

- (1) 活動助成等の交付の申請ができる者は、交付申請時に組織内に士会会員としての在籍が継続して1年以上の者が2名以上いる活動団体の代表者で、第3項1号、2号、3号に掲げる助成対象行為を行おうとする者
- (2) 活動助成等の交付の申請ができる者は、士会会員で活動する任意グループの代表者で、第3項各号に掲げる助成対象を行おうとする者

6 活動団体への助成の限度額

活動団体への助成額は、第3項各号に掲げる助成の対象に係わる活動助成に対して、別表に定める助成限度額の範囲内において、活動センター委員会が決定する額とする。但し、当該行為が地域貢献活動に寄与する度合いが著しく高いと認められるときは、活動センター委員会がその都度定める額による。

7 助成申請手続き

助成の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した申請書により、活動センター委員会に、実施の2ヶ月前迄に申請しなければならない。尚、申請の募集期間は、毎年1月1日から9月30日迄とする。

- (1) 地域貢献活動基金助成申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 事業の収支予算書（別記第3号様式）
- (4) その他活動センター委員会が必要と認める書類

8 助成の決定と通知

活動センター委員会は、申請のあった事業に対し、選考基準に基づいて選考を行い、助成対象及び助成金の額を決定し、文書により申請者に通知するものとする。

9 活動・事業報告

第3項各号の助成対象者は、活動が終了したときには、速やかに活動状況を「地域貢献活動基金助成事業完了報告書」（別記第4号・第5号様式）により活動センター委員会に報告しなければならない。

10 助成金の支払時期

助成金は、前項の報告書の提出後、一ヶ月以内に支払うものとする。

11 助成金の返還等

活動センター委員会は、交付申請者が不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は交付決定に付した条件に違反したときは、当該助成金の交付を取り消し、すでに交付した助成金の返還を求めることができるものとする。

12 その他

地域貢献活動基金の運用及び支援対象事業に関する事項について新たに定めなければならないことが生じた場合は、必要に応じて活動センター委員会で協議し、決定することができる。

附 則

この要項は令和2年1月1日から施行する。

別表

助成対象	事業に必要な行為に対する経費	助成限度額
活動助成	活動者が行う事業活動に対する活動費補助	20万円/件（予算範囲内） ただし、同一活動について複数年にわたる場合は3年を限度とする。